

2023-2025 年度課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は開発途上国において、主に汚水対策（下水道整備）を実施し始めた、若しくは実施を予定している国や地方政府等の技術者に対し、所定の案件目標を達成するために必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 下水道事業支援センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、下水道の普及啓発、計画、建設、経営、維持管理等に係る専門機関として 1974 年に設立されて以降、日本下水道事業団と協働し、日本全国における都市の汚水・雨水対策としての下水道の整備及び同分野の技術者育成に貢献してきました。その実績から、本研修分野の技術的知見及び技術者育成に関し、豊富な経験と高い専門性を兼ね備えています。さらに同者は、国土交通省との協力関係のもと、全国の自治体に対する下水道事業に係るアドバイザー業務を通じ、各自治体の下水道局及び関連機関との間に強固な人材ネットワークを築いており、下水道整備技術の日本国内でのケーススタディに関する講義ほか、演習、実習、現場視察等のアレンジにおいても高い調整能力を有しています。

ODA における下水道分野の研修については、2001 年度より、国土交通省、日本下水道事業団とともに、大学、自治体、民間企業等と幅広く連携し取り組んできた実績とノウハウを有します。また、同者は、日本サニテーションコンソーシアム

(Japan Sanitation Consortium) の構成団体であり、同コンソーシアムにおいて、国際援助機関等と連携し、アジア・太平洋地域各国の衛生関係機関とのネットワークを構築しているとともに、主にアジア・太平洋諸国におけるニーズ、基礎的な衛生施設の普及状況のほか、浄化槽やし尿処理等のオンサイト処理技術に関しても高い専門的知識を有しています。こうした専門性を活かし、これまでの本研修において、参加国側の多様なニーズに応じた研修カリキュラムの構成、的確な助言を行ってきました。

以上を総合し、特定者は、本研修の目的を効果的かつ効率的に実施しうるほぼ唯一の機関であるといえます。また、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 9 月下旬～2023 年 10 月下旬（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 7 月中旬～2024 年 1 月下旬（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者

- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 3) 汚染物質の検査分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年5月10日(水)17時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書(別添1)、同確認書で提出を求められている資料等 ・誓約書(別添2)
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、下記(4)に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年5月16日(火)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、下記(4)に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2023年5月23日(火)
	回答予定日	2023年5月30日(火)
	回答方法	メール

(4) 提出先・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：奥山） 電話：03-3485-7652 メールアドレス：ticttee@jica.go.jp
-----------------	--

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。又は、認めます。

以 上

2023-2025 年度課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」に係る
参加意思確認公募について

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件(2) その他の要件1) を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」

(2) 技術研修期間(予定)

【来日研修】2023 年 9 月下旬～2023 年 10 月下旬

(3) 研修員(予定)

1) 定員: 11 名

2) 研修対象国: インドネシア、カンボジア、ラオス、ネパール、パキスタン、セントルシア、イラク、エチオピア、ケニア、コートジボワール、トルコ

3) 研修対象組織・対象者:

ア. 中央・地方政府または政府関係機関で下水道整備に従事する職員のうち、比較的経験の浅い技術者

イ. 汚水対策・都市排水分野(土木工学科等)での 大学卒業または同等の学力を有すること

ウ. 汚水対策・都市排水対策分野において3年以上の 実務経験を有することが望ましい。

エ. 年齢: 49 歳以下が望ましい(ただし、特に 30 歳以下を推奨)

オ. 英語が堪能な者

カ. 心身共に健康で支障なく研修生活を送ることができる者研修使用言語

(4) 研修使用言語: 英語

(講義等を日本語で実施する場合は、当機構登録の研修監理員が日本語-英語間の通訳を行う。)

(5) 研修の背景・目的

近年、開発途上国では加速する開発により都市化が進む一方、下水道整備や汚染物質の排出規制といった水環境保全に関する法律体系の未整備や技術者不足により、下水の適切な処理および雨水の排水等、実効のある対策が出

来ない状況にあり、人々の健康や生活環境に悪影響を及ぼす水質汚濁や都市衛生状況の悪化といった環境問題が顕在化している。こうした開発途上国において、持続可能な経済発展と社会開発を進めるためには、自国を取り巻く環境問題を把握し適切な対策を講じる等、開発と環境の両側面を考慮することが不可欠であり、同事業に携わる技術者の育成が急務となっている。

こうした水質汚濁および都市衛生といった環境問題への取り組みは、持続可能な開発目標（SDGs）においても、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」と掲げられており、引き続き重点的に取り組むべき課題として着目されている。

本研修は下水道及び都市排水事業の適切な計画・運営・維持管理等、同事業に関する基礎的な知識を習得し、下水処理及び雨水排水施設等、環境の持続性に考慮した施設の計画・整備を行う人材の育成を目的とするものである。

（6）案件目標

汚水対策及び都市排水対策に関する基本計画を立案するために必要な基本的知識が習得され、基本計画を策定するために必要となる手法とプロセスが検討できる。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 汚水対策及び都市排水対策の計画策定から事業実施までの手法やプロセスについて説明できるとともに、普及啓発や人材育成の必要性について理解できる。
- 2) 日本における下水処理施設に係る整備の歴史および事業概要等について理解し、その内容について説明できる。
- 3) 参加者の国の問題や課題を明らかにし、ガイダンスやディスカッションを通じて、プログラムで得た知識をどのように採用・適応するかを検討する。

（8）研修内容

1) 研修項目

【事前活動】 Country Report の作成

【来日研修】

下記の講義及びそれに基づく 2) イ～オの要素により構成する。

（下水道概論、下水道行政、下水道の基本計画、下水処理施設の設計、汚泥の処理と再利用、管渠の設計・施工・維持管理、都市排水計画、都市下水路、工場排水及び除害施設、民間企業による技術紹介セミナー、下水道財政、市民啓発、人材育成等）

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 質疑応答／討議
- ウ. 演習・実験／実習
- エ. 見学・研修旅行
- オ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

- ア. 集合ブリーフィング：0.5 日間
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- イ. 評価会：1 時間程度（離日前日）

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023 年 7 月中旬～2024 年 1 月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

- 1. 研修コース概要（6）案件目標及び（7）単元目標を達成するため、（8）研修内容を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配（JICA 東京内の講義室・会場を除く。）
- 8) 使用資機材の手配（東京内の講義室・会場で研修を実施する場合において、JICA 東京内で手配可能な資機材を除く。）
- 9) テキストの選定と準備（教材の著作権処理報告含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施

- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(4) 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

(注) 本業務概要は予定段階のものであるため、詳細については変更される可能性もあります。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであるため、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 田中 泉 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2023-2025年度課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格
登録番号：

2. その他の要件

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2023-2025 年度課題別研修「下水道・都市排水マネジメント」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住所
法人名
法人番号
役職名
代表者氏名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長 通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながら

これを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上